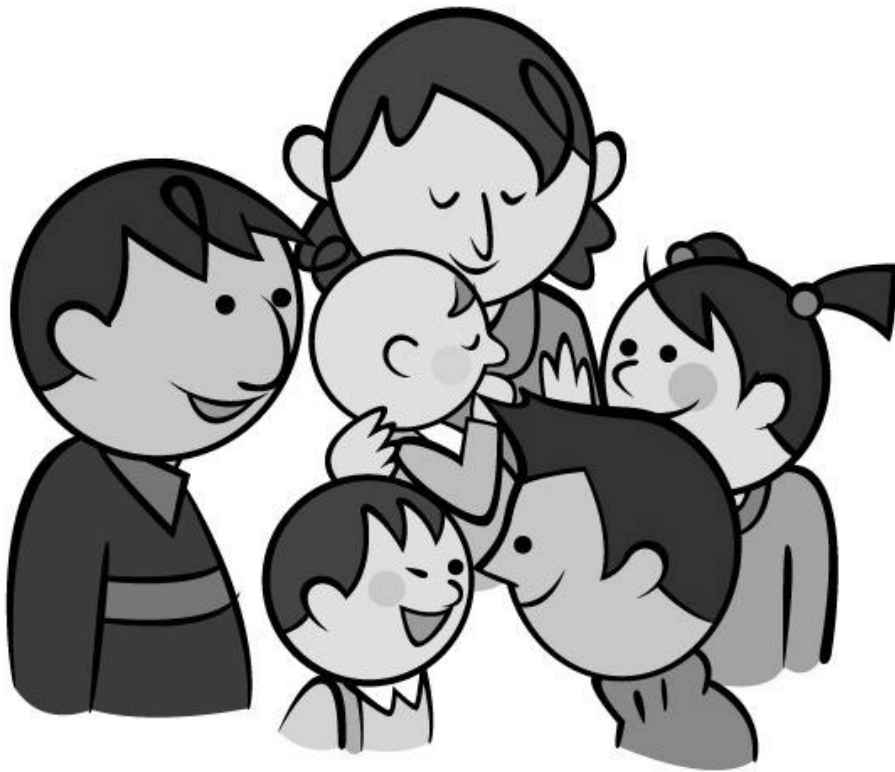


寒川町 次世代育成支援対策行動計画

- 子育て家庭をみんなで応援、笑顔で支えあいのまち 寒川 -



平成 17 年 3 月
寒 川 町

計画の性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子育て家庭と子どもたちを対象に、本町がこれから進めていく次世代育成支援対策の目標や方向性を示したものです。

また、現在策定中の「寒川町地域福祉計画」(平成18年度施行)の理念を踏まえ、「寒川町総合計画」を上位計画として、母子保健・小児医療・児童福祉・教育や、その他育児支援における環境整備等、次世代育成にかかわる施策を推進するためのものです。

さらに、本町の次世代育成支援対策を着実に推進していくために、本計画に基づいて町民一人ひとりをはじめ、各家庭や学校・地域・職場の積極的な取組を促進するものです。

計画の期間

本計画は、平成17年度を初年度とし、平成21年度を目標年度とする5年間の計画です。

平成	17	18	19	20	21
	本計画(一期計画)				

基本理念と基本的視点

本計画の実現に向けて、次の基本理念と3つの基本的視点に立ち、総合的な施策の展開を図ります。

基本理念

のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり

基本的視点

- (1) 子どもの幸せを考える視点
- (2) 次世代育成の視点
- (3) 地域の視点

基本目標

本計画の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

子育て家庭の支援

男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てる意識の醸成を図るとともに、すべての家庭が安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

さらに、子育てすることにより享受すべき喜びを十分に感じることができる環境づくりや子育て家庭に関する様々な地域資源のネットワークがその力を十分に発揮できる仕組みづくりを進めます。

基本目標 2

母子の健康の確保と増進

子どもの健やかな成長を考える際に、まず重要なことは、母親と子どもが心身ともに健康であることです。そこで母子保健事業の推進に加え、情報提供や相談の機会を増やし、母親の不安解消を図ります。

また、食を通じて豊かな人間性や家族のきずなが形成され、心身の健全育成につながるという意味での「食育」に関する理解を促し、その普及を推進します。

さらに、思春期における人工妊娠中絶や性感染症罹患等の問題に対応するため、教育現場での性教育の充実や家庭教育の必要性に関する啓発を進めます。

基本目標 3

教育環境の整備

学校において、子どもの生きる力を育成するため、知識・技能だけでなく学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力までを含めた確かな学力の向上を推進するとともに、道徳教育の充実等による心の育成や、スポーツを楽しむ等、身体の育成を推進します。

さらに、子どもの健やかな成長を、地域で見守り、応援していくという観点から、幼児・児童がのびのびと活動できる場・機会や中・高校生や高齢者とふれあえる機会を拡充します。

基本目標 4

子育てを支援する生活環境の整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるように、多くの施設や交通機関においてバリアフリー化の推進を図ります。

また、子どもを犯罪から守るため、地域の関係機関が連携し、安全・安心まちづくりの方向性を確認・共有することにより、防犯体制の強化を目指します。併せて、子どもを交通事故から守るため、安全な道路交通環境を確保するとともに交通マナーの遵守やチャイルドシート着用の必要性に関する啓発を進めます。

基本目標 5

要支援家庭への取り組み

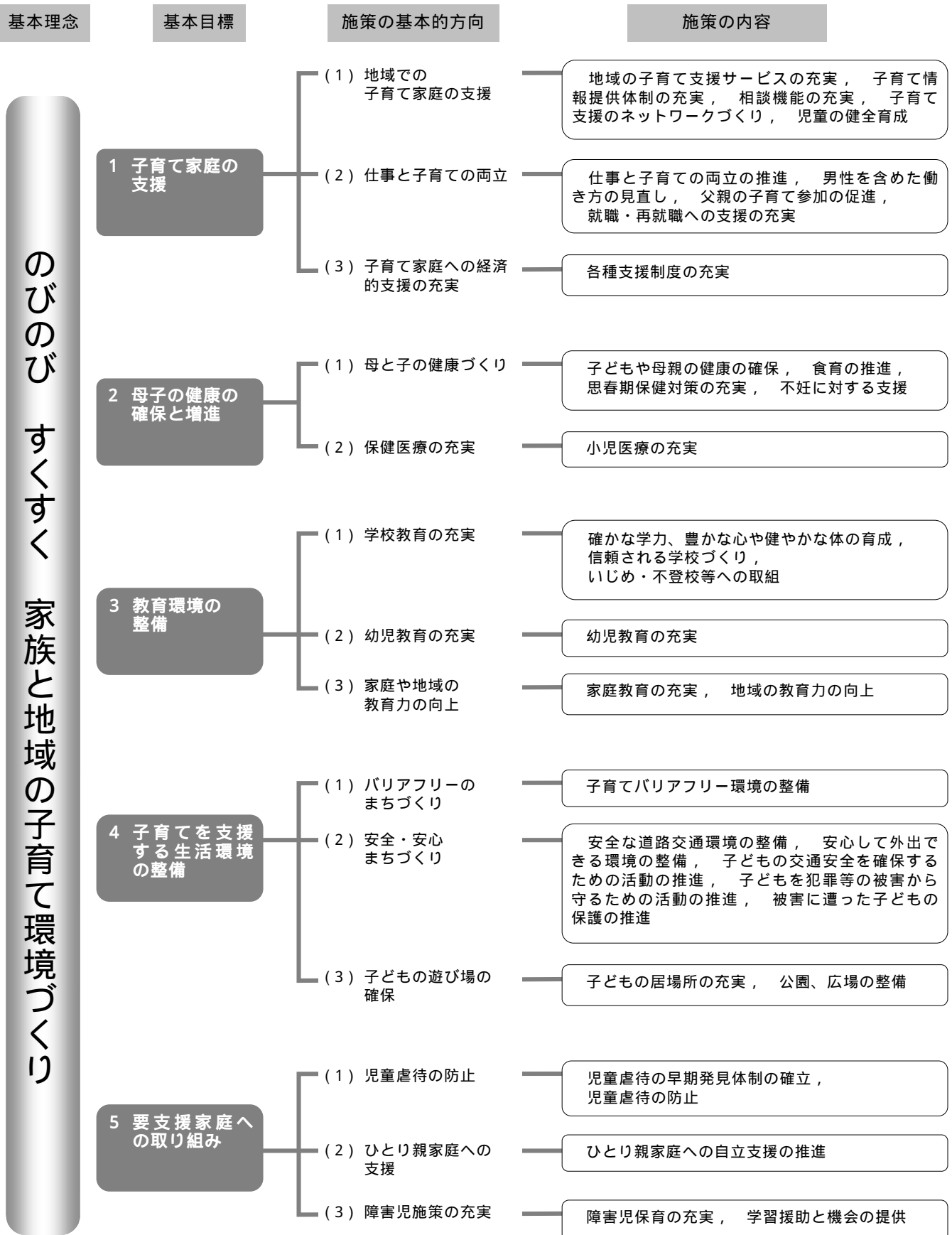
近年、増加傾向にある児童虐待については発生予防、早期発見・早期対応、アフターケアなどのサポートをするとともに、母親が育児上の不安や悩みなどを抱え込まずに相談することを促し、個別の問題にもきめ細かく対応していくことにより、児童虐待の防止を図ります。

また、ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的負担がみられ、子育て支援サービスに関する情報や利用などにも配慮してまいります。

さらに障害児については、障害の早期発見、早期療育に努め、各種相談体制の充実を図るとともに、障害のある子どもへの機能訓練や在宅福祉サービスの充実を図ります。

施策の体系

ここでは、計画を実施するうえで取り組んでいく施策の体系を示しています。



目標事業量

取り組みの具体的な推進を図るため、以下の事業について、5年後の目標値を設定しました。

子育て支援サービス	平成21年度 実施事業量	
	通常保育事業	定員
延長保育事業	設置 定員	3か所 540人
休日保育事業	設置 定員	1か所 30人
放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)	設置 定員	5か所 150人
ファミリーサポートセンター事業	設置	1か所
地域子育て支援センター事業	設置	1か所
つどいの広場事業	設置	1か所

計画の推進体制

本計画をより実効性のあるものとするため、以下の取組みを行っていきます。

1

推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備

次世代育成支援対策行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携し、全庁的に施策を推進してまいります。

また、児童相談所や保健センター、教育機関、警察など関係機関との連携を強化し、総合的な取組みを図っていきます。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、「目標事業量」などをもとに、各年度において実施状況を把握、点検し、計画の着実な推進をめざします。

2

住民との協働

(1) 町民との協働体制の構築

本計画の推進にあたっては、町民と行政の協力体制が不可欠です。

子どもに関わる民間団体と連携を図るとともに、町内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進します。

また、住民代表者や学識経験者、関係機関・団体等、現在子育てをしている住民などで構成される「次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の実施状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、町民と町の協働体制を築きます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、広報紙やホームページ、公聴会等により、広く町民に周知するとともに、進捗状況について毎年度、公表してまいります。

寒川町次世代育成支援対策行動計画 (概要版)

- 子育て家庭をみんなで応援、
笑顔で支えあいのまち 寒川 -

平成17年3月発行

発行 寒川町

編集 寒川町 保健福祉部福祉課
〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地
電話 (0467)74-1111(代表)
